

平成27年8月3日

お客様各位

北郡信用組合

「経営者保証に関するガイドライン」への当組合の対応について

当組合は、お取引先へのご融資の際にご提供いただく個人保証（会社の代表者等の経営者保証）について、ご融資の相談時、契約時等において、個人保証に関するご意見を慎重に確認させていただくなどの適切な対応に努めてまいりました。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が平成25年12月5日に公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合では本ガイドラインを尊重してまいります。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、保証人のお客さまより保証契約の見直しのお申し出があった場合、また保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合には、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

○本ガイドラインの詳細につきましては、全国銀行協会および日本商工会議所のホームページに本文およびQ&Aが掲載されていますので、ご参照ください。

※ 全国銀行協会 <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

※ 日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

以上

— であいとつながりを大切に —

